有償

＜プロパティ使用承認申請の手順・有償使用申請の場合＞

ライセンス事務局に
問い合わせ

↓

必要書類の提出
（事務窓口：ライセンス事務局）

＜ご提出頂く書類＞
●「プロパティ商品化権使用申請書」
●「デザインシート」（プロパティの使用形態および企画内容がわかるもの）
●企業・団体等の概要書
●直近3年間の決算書（もしくはそれに類する決算内容がわかるもの）
●PL保険加入証の写し

↓

＜使用承認審査（有償使用）＞

大阪マラソン組織委員会事務局

＊不承認の場合は、「『大阪マラソン』プロパティ有償使用不承認通知書」を交付。

「『大阪マラソン』マーク等使用権
再許諾契約書」の締結

「『大阪マラソン』」マーク等使用権再許諾契約書」の締結をもって、当該企業・団体等は正式にサブライセンシーとして認定。

使用料の支払い

「『大阪マラソン』」マーク等使用権再許諾契約書」に記載する使用料を契約締結後2週間以内に所定の口座に振り込み。

証紙（ライセンスマーク）の使用開始

入金を確認後、使用承認された商品および景品の数量と同数の証紙（ライセンスマーク）の使用開始

「『大阪マラソン』プロパティ有償使用承認書」
および「デザインマニュアル」を交付

↓

《デザイン確認》デザインシートを提出

修正を求められた場合は、
修正後のデザインを再度提出。

↓

試作品を提出
＜試作品確認（環境配慮面等のチェックを含む）＞

試作品の修正を求められた場合は、
修正後の試作品を再度提出。

↓

品質検査結果のコピーを提出
＜品質検査確認＞

品質検査結果に問題があると認められた場合、再検査の上、
再検査結果のコピーを再度提出。

↓

完成見本を提出＜完成品確認＞

修正を求められた場合は、
修正後の完成品を再度提出。

↓

使用開始